

# 労働安全衛生法第6 条第2 項、3 項の政令で定める有害な業務について(特殊健康診断、歯科検診)

## 労働安全衛生法施行令第 22 条の要約

### ● 健康診断を行う必要のある有害な業務（特殊健康診断）

- 1 [高圧室内業務及び潜水業務](#)
- 2 [放射線業務](#)
- 3 ① [特定化学物質のうち第一類物質、第二類物質を製造し若しくは取り扱う業務](#)

ただし、第二類物質のうちエチレンオキシドとホルムアルデヒドは除く。また、オーラミンとマゼンタは当該物質を製造する事業場における当該物質の取り扱い業務に限り、エチルベンゼンは屋内作業場等における塗装業務、1,2-ジクロロプロパンは屋内作業場等における洗浄又は払拭業務、クロロホルムほか9物質※は屋内作業場等における有機溶剤業務に限る。また、酸化プロピレンについては屋外においてタンク自動車から貯蔵タンクに、貯蔵タンクから耐圧容器に注入する業務等、コバルト等は触媒として取り扱う業務、DDVP は成形・加工・包装業務以外の業務を除く。

また、ナフタレン等は次の業務は除く

イ 液体状のナフタレン等を製造し、又は取り扱う設備（密閉式の構造のものに限る。口において同じ。）からの試料の採取の業務

ロ 液体状のナフタレン等を製造し、又は取り扱う設備から液体状のナフタレン等をタンク自動車等に注入する業務（直結できる構造のホースを用いて相互に接続する場合に限る。）

ハ 液体状のナフタレン等を常温を超えない温度で取り扱う業務（イ及びロに掲げる業務を除く。）

また、リフラクトリーセラミックファイバー等は、バインダーにより固形化された物その他のリフラクトリーセラミックファイバー等の粉じんの発散を防止する処理が講じられた物を取り扱う業務（当該物の切断、穿孔、研磨等のリフラクトリーセラミックファイバー等の粉じんが発散するおそれのある業務を除く。）は除く。

#### ② [石綿の取り扱い等の業務](#)

- 4 [鉛業務](#)
- 5 [四アルキル鉛等業務](#)
- 6 [屋内作業場等における有機溶剤業務](#)

※クロロホルムほか9物質 クロロホルム、四塩化炭素、1, 4-ジオキサン、1, 2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、スチレン、 1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、 トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトン
---

### ● 過去に従事させたことのある労働者に対して健康診断を行う必要のある有害な業務

次の物を製造し、若しくは取り扱う業務（ただし、オーラミンとマゼンタは当該物質を製造する事業場における当該物質の取り扱い業務に、クロム酸及びその塩、重クロム酸及びその塩についてはその鉱石から製造する事業場における当該物質の取り扱い業務に、エチルベンゼンは屋内作業場等における塗装業務に、1,2-ジクロロプロパン及びジクロロメタンは屋内作業場等における洗浄・払拭業務に、DDVP は成形・加工・包装業務に限る。また、酸化プロピレンについては屋外においてタンク自動車から貯蔵タンクに、貯蔵タンクから耐圧容器に注入する業務等、コバルト等は触媒として取り扱う業務を除く。

また、ナフタレン等は次の業務は除く

イ 液体状のナフタレン等を製造し、又は取り扱う設備（密閉式の構造のものに限る。口において同じ。）からの試料の採取の業務

ロ 液体状のナフタレン等を製造し、又は取り扱う設備から液体状のナフタレン等をタンク自動車等に注入する業務（直結できる構造のホースを用いて相互に接続する場合に限る。）

ハ 液体状のナフタレン等を常温を超えない温度で取り扱う業務（イ及びロに掲げる業務を除く。）

また、リフラクトリーセラミックファイバー等は、バインダーにより固形化された物その他のリフラクトリーセラミックファイバー等の粉じんの発散を防止する処理が講じられた物を取り扱う業務（当該物の切断、穿孔、研磨等のリフラクトリーセラミックファイバー等の粉じんが発散するおそれのある業務を除く。）は除く。

- 1 ベンジジン及びその塩
- 1の2 ビス（クロロメチル）エーテル
- 2 ベーターナフチルアミン及びその塩
- 3 ジクロルベンジン及びその塩
- 4 アルファ-ナフチルアミン及びその塩
- 5 オルト-トリジン及びその塩
- 6 ジアニシジン及びその塩

- 7 ベリリウム及びその化合物
- 8 ベンゾトリクロリド
- 9 インジウム化合物
- 9の2 エチルベンゼン
- 9の3 エチレンイミン
- 10 塩化ビニル
- 11 オーラミン
- 12 クロム酸及びその塩
- 13 クロロメチルメチルエーテル
- 13の2 コバルト及び無機化合物
- 14 コールタール
- 14の2 酸化プロピレン
- 15 3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタン
- 15の2 1・2-ジクロロプロパン
- 15の3 ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）
- 15の4 ジメチル-2・2-ジクロロビニルホスフェイト（別名 DDVP）
- 15の5 1・1-ジメチルヒドラジン
- 16 重クロム酸及びその塩
- 16の2 ナフタレン
- 17 ニツケル化合物（次号に掲げる物を除き、粉状の物に限る。）
- 18 ニツケルカルボニル
- 19 パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン
- 19の2 砒(ひ)素及びその化合物（アルシン及び砒(ひ)化ガリウムを除く。）
- 20 ベータ-プロピオラクトン
- 21 ベンゼン
- 22 マゼンタ
- 22の2 リフラクトリーセラミックファイバー
- 23 第1号から第7号までに掲げる物をその重量の1%を超えて含有し、又は第8号に掲げる物をその重量の0.5%を超えて含有する製剤その他の物(合金にあっては、ベリリウムをその重量の3%を超えて含有するものに限る。)
- 24 第14号を除く第9号から第22号の2までは含有量が重量（第21号は容量）の1%以下のものを除き、第14号は同様に5%以下を除く。

● **歯科医師による健康診断を行う必要のある有害業務**

塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗(ふつ)化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務

**（労働安全衛生法施行令）**

第22条 法第66条第2項前段の政令で定める有害な業務は、次のとおりとする。

- 1 第6条第1号に掲げる作業に係る業務及び第20条第9号に掲げる業務
  - 2 別表第2に掲げる放射線業務
  - 3 別表第3第1号若しくは第2号に掲げる特定化学物質（同号5及び31の2に掲げる物並びに同号37に掲げる物で同号5又は31の2に係るものを除く。）を製造し、若しくは取り扱う業務（同号8若しくは32に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号8若しくは32に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務及び同号3の3、11の2、13の2、15、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3、11の2、13の2、15、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に係るものを製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを除く。）、第16条第1項各号に掲げる物（同項第4号に掲げる物及び同項第9号に掲げる物で同項第4号に係るものを除く。）を試験研究のため製造し、若しくは使用する業務又は石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務
  - 4 別表第4に掲げる鉛業務（遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く。）
  - 5 別表第5に掲げる四アルキル鉛等業務（遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く。）
  - 6 屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部その他の厚生労働省令で定める場所において 別表第6の2に掲げる有機溶剤を製造し、若しくは取り扱う業務で、厚生労働省令で定めるもの
- ② 法第66条第2項後段の政令で定める有害な業務は、次の物を製造し、若しくは取り扱う業務（第11号若しくは第22号に掲げる物又は第24号に掲げる物で第11号若しくは第22号に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務、第12号若しくは第16号に掲げる物又は第24号に掲げる物で第12号若しくは第16号に係るものを鉱石から製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務及び第9号の2、第13号の2、第14号の2若しくは第15号の2から第15号の4まで、第16号の2若しくは第22号の2に掲げる物又は第24号に掲げる物で第9号の2、第13号の2、第14号の2若しくは第15号の2から第15号の4まで、第16号の2若しくは第22号の2に係るものを製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを除く。）又は石綿等の製造若しくは取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務とする。

- 1 ベンジジン及びその塩
  - 1の2 ビス(クロロメチル)エーテル
  - 2 ベーターナフチルアミン及びその塩
  - 3 ジクロロベンジン及びその塩
  - 4 アルファ-ナフチルアミン及びその塩
  - 5 オルト-トリジン及びその塩
  - 6 ジアニシジン及びその塩
  - 7 ベリリウム及びその化合物
  - 8 ベンゾトリクロリド
  - 9 インジウム化合物
  - 9の2 エチルベンゼン
  - 9の3 エチレンイミン
  - 10 塩化ビニル
  - 11 オーラミン
  - 12 クロム酸及びその塩
  - 13 クロロメチルメチルエーテル
  - 13の2 コバルト及び無機化合物
  - 14 コールタール
  - 14の2 酸化プロピレン
  - 15 3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタン
  - 15の2 1・2-ジクロロプロパン
  - 15の3 ジクロロメタン(別名二塩化メチレン)
  - 15の4 ジメチル-2・2-ジクロロビニルホスフェイト(別名 DDVP)
  - 15の5 1・1-ジメチルヒドラジン
  - 16 重クロム酸及びその塩
  - 16の2 ナフタレン
  - 17 ニツケル化合物(次号に掲げる物を除き、粉状の物に限る。)
  - 18 ニツケルカルボニル
  - 19 パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン
  - 19の2 砒(ひ)素及びその化合物(アルシン及び砒(ひ)化ガリウムを除く。)
  - 20 ベータープロピオラクトン
  - 21 ベンゼン
  - 22 マゼンタ
  - 22の2 リフラクトリーセラミックファイバー
  - 23 第1号から第7号までに掲げる物をその重量の1パーセントを超えて含有し、又は第8号に掲げる物をその重量の0.5パーセントを超えて含有する製剤その他の物(合金にあっては、ベリリウムをその重量の3パーセントを超えて含有するものに限る。)
  - 24 第9号から第22号の2までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの
- ③ 法第66条第3項の政令で定める有害な業務は、塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗(ふつ)化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務とする。

## 健康診断項目

### I 高気圧業務

- 1 既往歴及び高気圧業務歴の調査
- 2 関節、腰若しくは下肢の痛み、耳鳴り等の自覚症状又は他覚症状の有無の検査
- 3 四肢の運動機能の検査
- 4 鼓膜及び聴力の検査
- 5 血圧の測定並びに尿中の糖及び蛋白の有無の検査
- 6 肺活量の測定

#### 二次健康診断項目

- 1 作業条件調査
- 2 肺換気機能検査
- 3 心電図検査
- 4 関節部のエックス線直接撮影による検査

### II 放射線業務

- 1 被ばく歴の有無(被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容及び期間、放射線障害の有無、自覚症状の有無その他放射線による被ばくに関する事項)の調査及びその評価
  - 2 白血球数及び白血球百分率の検査
  - 3 赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査
  - 4 白内障に関する眼の検査
  - 5 皮膚の検査
- 第4号については雇入れ又は配置替えの際の健康診断において、中性子線及び眼に大量のエックス線又はガンマ線を受けるおそれがある状況下でのこれらの放射線の発生装置がある場合以外は省略することができる。
  - 第2号から第5号までの検診項目は医師が必要でないと認めるときには、全部又は一部を省略する

ことができる。(省略の判断は第1号の評価による。)

- 健康診断を行おうとする日の属する年の前年1年間に受けた実効線量が5ミリシーベルトを超えず、かつ、当該健康診断を行おうとする日の属する1年間に受ける実効線量が5ミリシーベルトを超えるおそれのない者に対する健康診断は、第2号から第5号までの検診項目は医師が必要と認めないときには、行うことを要しない。
- 事業者は前回の健康診断後に受けた線量を医師に示さなければならない。

### Ⅲ 特定化学物質の製造若しくは取り扱い業務

業務		期間	項目
(1)	次の物を製造し、又は取り扱う業務 1 ベンジジン及びその塩 2 ベーターナフチルアミン及びその塩 3 ジクロルベンジジン及びその塩 4 アルファナフチルアミン及びその塩 5 オルトトリジン及びその塩 6 ジアニシジン及びその塩 7 パラジメチルアミノアゾベンゼン 8 マゼンタ 9 前各号に掲げる物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物	6月	1 業務の経歴の調査 2 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 尿沈渣検鏡(医師が必要と認める場合は、尿沈渣のパパニコラ法による細胞診)の検査
(2)	ビス(クロロメチル)エーテル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	1 業務の経歴の調査 2 ビス(クロロメチル)エーテルによるせき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 せき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 当該業務に3年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査
(3)	塩素化ビフェニル等を製造し、又は取り扱う業務	6月	1 業務の経歴の調査 2 塩素化ビフェニルによる皮膚症状、肝障害等の既往歴の有無の検査 3 食欲不振、脱力感等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 毛嚢性痤瘡、皮膚の黒変等の皮膚所見の有無の検査 5 尿中のウロビリノーゲンの検査
(4)	ベリリウム等を製造し、又は取り扱う業務	6月	1 業務の経歴の調査 2 ベリリウム又はその化合物による呼吸器症状、アレルギー症状等の既往歴の有無の検査 3 乾性せき、たん、咽頭痛、喉のいらいら、胸痛、胸部不安感、息切れ、動悸、息苦しさ、倦怠感、食欲不振、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 5 肺活量の測定
		1年	胸部のエックス線直接撮影による検査
(5)	ベンゾトリクロリド(これをその重量の0.5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	1 業務の経歴の調査 2 ベンゾトリクロリドによるせき、たん、胸痛、鼻汁、鼻出血、嗅覚脱失、副鼻腔炎、鼻ポリープ等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 せき、たん、胸痛、鼻汁、鼻出血、嗅覚脱失、副鼻腔炎、鼻ポリープ、頸部等のリンパ腺の肥大等の自覚症状及び他覚症状の有無の検査 4 ゆうぜい、色素沈着等の皮膚所見の有無の検査 5 令第23条第9号の業務に3年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査(参照次表)
(6)	アクリルアミド(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	1 業務の経歴の調査 2 アクリルアミドによる手足のしびれ、歩行障害、発汗異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 手足のしびれ、歩行障害、発汗異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
(7)	アクリロニトリル(これをその量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	1 業務の経歴の調査 2 アクリロニトリルによる頭重、頭痛、上気道刺激症状、全身倦怠感、易疲労感、悪心、嘔吐、鼻出血等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 頭重、頭痛、上気道刺激症状、全身倦怠感、易疲労感、悪心、嘔吐、鼻出血等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

(8)	<b>アルキル水銀化合物</b> （これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	6月	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 業務の経歴の調査</li> <li>2 アルキル水銀化合物による頭重、頭痛、口唇又は四肢の知覚異常、関節痛、不眠、嗜眠、抑鬱感、不安感、歩行失調、手指の振戦、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</li> <li>3 頭重、頭痛、口唇又は四肢の知覚異常、関節痛、不眠、歩行失調、手指の振戦、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</li> <li>4 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</li> </ol>
(9)	<b>インジウム化合物</b> (これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 業務の経歴の調査</li> <li>2 作業の条件の簡易な調査</li> <li>3 インジウム化合物によるせき、たん、息切れ等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</li> <li>4 せき、たん、息切れ等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</li> <li>5 血清インジウムの量の測定</li> <li>6 血清シアル化糖鎖抗原 KL-6 の量の測定</li> <li>7 胸部のエックス線直接撮影又は特殊なエックス線撮影による検査(雇入れ又は当該業務への配置替えの際に行う健康診断におけるものに限る。)</li> </ol>
(10)	<b>エチルベンゼン</b> (これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 業務の経歴の調査</li> <li>2 作業の条件の簡易な調査</li> <li>3 エチルベンゼンによる眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、頭痛、倦怠感等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</li> <li>4 眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、頭痛、倦怠感等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</li> <li>5 尿中のマンデル酸の量の測定(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</li> </ol>
(11)	<b>エチレンイミン</b> （これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	6月	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 業務の経歴の調査</li> <li>2 エチレンイミンによる頭痛、せき、たん、胸痛、嘔吐、粘膜刺激症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</li> <li>3 頭痛、せき、たん、胸痛、嘔吐、粘膜刺激症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</li> <li>4 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</li> </ol>
(12)	<b>塩化ビニル</b> （これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	6月	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 業務の経歴の調査</li> <li>2 塩化ビニルによる全身倦怠感、易疲労感、食欲不振、不定の上腹部症状、黄疸、黒色便、手指の蒼白、疼痛又は知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴及び肝疾患の既往歴の有無の検査</li> <li>3 頭痛、めまい、耳鳴り、全身倦怠感、易疲労感、不定の上腹部症状、黄疸、黒色便、手指の疼痛又は知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</li> <li>4 肝又は脾の腫大の有無の検査</li> <li>5 血清ビリルビン、血清グルタミンクオキサロアセチクトランスアミナーゼ（G O T）、血清グルタミンクピルビクトランスアミナーゼ（G P T）、アルカリホスファターゼ等の肝機能検査</li> <li>6 当該業務に10年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査</li> </ol>
(13)	<b>塩素</b> （これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	6月	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 業務の経歴の調査</li> <li>2 塩素による呼吸器症状、眼の症状等の既往歴の有無の検査</li> <li>3 せき、たん、上気道刺激症状、流涙、角膜の異常、視力障害、歯の変化等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</li> </ol>
(14)	<b>オーラミン</b> （これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	6月	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 業務の経歴の調査</li> <li>2 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</li> <li>3 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</li> <li>4 尿沈渣検鏡（医師が必要と認める場合は、尿沈渣のパパニコフ法による細胞診）の検査</li> <li>5 尿中のウロビリノーゲンの検査</li> </ol>
(15)	<b>オルト-フタロジニトリル</b> （これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	6月	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 業務の経歴の調査</li> <li>2 てんかん様発作の既往歴の有無の検査</li> <li>3 頭重、頭痛、もの忘れ、不眠、倦怠感、悪心、食欲不振、顔面蒼白、手指の振戦等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</li> <li>4 尿中のウロビリノーゲンの検査</li> </ol>

(16)	<b>カドミウム又はその化合物</b> （これらの物をその重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	6月	1 業務の経歴の調査 2 カドミウム又はその化合物による呼吸器症状、胃腸症状等の既往歴の有無の検査 3 せき、たん、のどのいらいら、鼻粘膜の異常、息切れ、食欲不振、悪心、嘔吐、反復性の腹痛又は下痢、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 門歯又は犬歯のカドミウム黄色環の有無の検査 5 尿中の蛋白の有無の検査
(17)	<b>クロム酸等</b> を製造し、又は取り扱う業務	6月	1 業務の経歴の調査 2 クロム酸若しくは重クロム酸又はこれらによるせき、たん、胸痛、鼻腔の異常、皮膚症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 せき、たん、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 鼻粘膜の異常、鼻中隔穿孔等の鼻腔の所見の有無の検査 5 皮膚炎、潰瘍等の皮膚所見の有無の検査 6 令第 23 条第 4 号の業務に 4 年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査（参照次表）
(18)	次の物を製造し、又は取り扱う業務 1 <b>クロロホルム</b> 2 <b>四塩化炭素</b> 3 <b>1・4-ジオキサン</b> 4 <b>1・2-ジクロロエタン</b> 5 <b>1・1・2・2-テトラクロロエタン</b> 6 前各号に掲げる物をその重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物	6月	1 業務の経歴の調査 2 作業条件の簡易な調査 3 クロロホルム、四塩化炭素、1・4-ジオキサン、1・2-ジクロロエタン又は 1・1・2・2-テトラクロロエタンによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 4 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 5 尿中の蛋白の有無の検査 6 血清グルタミンツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミンツクピルビツクトランスアミナーゼ(GPT)及び血清ガンマーグルタミルトランスぺプチダーゼ( $\gamma$ -GTP)の検査
(19)	<b>クロロメチルメチルエーテル</b> （これをその重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	6月	1 業務の経歴の調査 2 クロロメチルメチルエーテルによるせき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 せき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 胸部のエックス線直接撮影による検査
(20)	<b>五酸化バナジウム</b> （これをその重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	6月	1 業務の経歴の調査 2 五酸化バナジウムによる呼吸器症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 せき、たん、胸痛、呼吸困難、手指の振戦、皮膚の蒼白、舌の緑着色、指端の手掌部の角化等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 肺活量の測定 5 血圧の測定
(21)	<b>コバルト又はその無機化合物</b> （これらの物をその重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	6月	1 業務の経歴の調査 2 作業条件の簡易な調査 3 コバルト又はその無機化合物によるせき、息苦しさ、息切れ、喘鳴、皮膚炎等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 4 せき、息苦しさ、息切れ、喘鳴、皮膚炎等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
(22)	<b>コールタール</b> （これをその重量の 5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	6月	1 業務の経歴の調査 2 コールタールによる胃腸症状、呼吸器症状、皮膚症状等の既往歴の有無の検査 3 食欲不振、せき、たん、眼の痛み等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 露出部分の皮膚炎、にきび様変化、黒皮症、いぼ、潰瘍、ガス斑等の皮膚所見の有無の検査 5 令第 23 条第 6 号の業務に 5 年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査（参照次表）
(23)	<b>酸化プロピレン</b> （これをその重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	6月	1 業務の経歴の調査 2 作業条件の簡易な調査 3 酸化プロピレンによる眼の痛み、せき、咽頭痛、皮膚の刺激等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 4 眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 5 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査

(24)	<p>次の物を製造し、又は取り扱う業務</p> <p>1 シアン化カリウム</p> <p>2 シアン化水素</p> <p>3 シアン化ナトリウム</p> <p>4 第1号又は第3号に掲げる物をその重量の5%を超えて含有する製剤</p> <p>5 第2号に掲げる物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物</p>	6月	<p>1 業務の経歴の調査</p> <p>2 作業条件の調査</p> <p>3 シアン化カリウム、シアン化水素又はシアン化ナトリウムによる頭重、頭痛、疲労感、倦怠感、結膜充血、異味、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>4 頭重、頭痛、疲労感、倦(けん)怠感、結膜充血、異味、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>5 尿中ウロビリノーゲンの検査その他の物</p>
(25)	<p><b>3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタン</b>(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務</p>	6月	<p>1 業務の経歴の調査</p> <p>2 3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタンによる上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>3 上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>4 肝機能検査</p>
(26)	<p><b>1・2-ジクロロプロパン</b>(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務</p>	6月	<p>1 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>2 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>3 1・2-ジクロロプロパンによる眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、皮膚炎、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(眼の痛み、発赤、せき等の急性の疾患に係る症状にあっては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>4 眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、皮膚炎、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査(眼の痛み、発赤、せき等の急性の疾患に係る症状にあっては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>5 血清総ビリルビン、血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミンピルビクトランスアミナーゼ(GPT)、ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(<math>\gamma</math>-GTP)及びアルカリホスファターゼの検査</p>
(27)	<p><b>ジクロロメタン</b>(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務</p>	6月	<p>1 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>2 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>3 ジクロロメタンによる集中力の低下、頭重、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(集中力の低下、頭重、頭痛等の急性の疾患に係る症状にあっては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>4 集中力の低下、頭重、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査(集中力の低下、頭重、頭痛等の急性の疾患に係る症状にあっては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>5 血清総ビリルビン、血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミンピルビクトランスアミナーゼ(GPT)、血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(<math>\gamma</math>-GTP)及びアルカリホスファターゼの検査</p>
(28)	<p><b>ジメチル-2・2-ジクロロビニルホスフェイト</b>(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務</p>	6月	<p>1 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>2 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>3 ジメチル-2・2-ジクロロビニルホスフェイトによる皮膚炎、縮腫、流涙、唾液分泌過多、めまい、筋線維束れん縮、悪心、下痢等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(皮膚炎、縮腫、流涙等の急性の疾患に係る症状にあっては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>4 皮膚炎、縮腫、流涙、唾液分泌過多、めまい、筋線維束れ</p>

			ん縮、悪心、下痢等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査(皮膚炎、縮腫、流涙等の急性の疾患に係る症状にあっては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 5 血清コリンエステラーゼ活性値の測定(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)
(29)	1・1-ジメチルヒドラジン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	1 業務の経歴の調査 2 作業条件の簡易な調査 3 1・1-ジメチルヒドラジンによる眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 4 眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
(30)	臭化メチル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	1 業務の経歴の調査 2 臭化メチルによる頭重、頭痛、めまい、流涙、鼻炎、咽喉痛、せき、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛、下痢、四肢のしびれ、視力低下、記憶力低下、発語障害、腱反射亢進、歩行困難等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、四肢のしびれ、視力低下、記憶力低下、発語障害、腱反射亢進、歩行困難等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 皮膚所見の有無の検査
(31)	水銀又はその無機化合物(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	1 業務の経歴の調査 2 水銀又はその無機化合物による頭痛、不眠、手指の振戦、乏尿、多尿、歯肉炎、口内炎等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 頭痛、不眠、手指の振戦、乏尿、多尿、歯肉炎、口内炎等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 尿中の潜血及び蛋白の有無の検査
(32)	スチレン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	1 業務の経歴の調査 2 作業条件の簡易な調査 3 スチレンによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 4 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 5 尿中の蛋白の有無の検査及びマンデル酸の量の測定
(33)	次の物を製造し、又は取り扱う業務 1 テトラクロロエチレン 2 トリクロロエチレン 3 前各号に掲げる物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物	6月	1 業務の経歴の調査 2 作業条件の簡易な調査 3 テトラクロロエチレン又はトリクロロエチレンによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 4 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 5 尿中の蛋白の有無の検査及びトリクロロ酢酸又は総三塩化物の量の測定 6 血清グルタミンクオキサロアセチクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミンクピルビクトランスアミナーゼ(GPT)及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ( $\gamma$ -GTP)の検査
(34)	トリレンジイソシアネート(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	1 業務の経歴の調査 2 トリレンジイソシアネートによる頭重、頭痛、眼の痛み、鼻の痛み、咽頭痛、咽頭部異和感、せき、たん、胸部圧迫感、息切れ、胸痛、呼吸困難、全身倦怠感、眼、鼻又は咽頭の粘膜の炎症、体重減少、アレルギー性喘息等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 頭重、頭痛、眼の痛み、鼻の痛み、咽頭痛、咽頭部異和感、せき、たん、胸部圧迫感、息切れ、胸痛、呼吸困難、全身倦怠感、眼、鼻又は咽頭の粘膜の炎症、体重減少、アレルギー性喘息等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
(35)	ナフタレン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	1 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 2 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 3 ナフタレンによる眼の痛み、流涙、眼のかすみ、羞明、視力低下、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔吐、皮膚の刺激等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(眼の痛み、流涙、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食

			<p>欲不振、悪心、嘔吐、皮膚の刺激等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）</p> <p>4 眼の痛み、流涙、眼のかすみ、羞明、視力低下、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔吐等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査（眼の痛み、流涙、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔吐等の急性の疾患に係る症状にあつては当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）</p> <p>5 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）</p> <p>6 尿中の潜血検査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）</p>
(36)	<b>ニツケル化合物</b> （これをその重量の 1% を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	6 月	<p>1 業務の経歴の調査</p> <p>2 作業条件の簡易な調査</p> <p>3 ニツケル化合物による皮膚、気道等に係る他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>4 皮膚、気道等に係る他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>5 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</p>
(37)	<b>ニツケルカルボニル</b> （これをその重量の 1% を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	6 月	<p>1 業務の経歴の調査</p> <p>2 ニツケルカルボニルによる頭痛、めまい、悪心、嘔吐、せき、胸痛、呼吸困難、皮膚掻痒感、鼻粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>3 頭痛、めまい、悪心、嘔吐、せき、胸痛、呼吸困難、皮膚掻痒感、鼻粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p>
		1 年	胸部のエックス線直接撮影による検査
(38)	<b>ニトログリコール</b> （これをその重量の 1% を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	6 月	<p>1 業務の経歴の調査</p> <p>2 ニトログリコールによる頭痛、胸部異和感、心臓症状、四肢末端のしびれ感、冷感、神経痛、脱力感等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>3 頭重、頭痛、肩こり、胸部異和感、心臓症状、四肢末端のしびれ感、冷感、神経痛、脱力感、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>4 血圧の測定</p> <p>5 全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査</p>
(39)	<b>パラ-ニトロクロルベンゼン</b> （これをその重量の 5% を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	6 月	<p>1 業務の経歴の調査</p> <p>2 パラ-ニトロクロルベンゼンによる頭重、頭痛、めまい、倦怠感、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、貧血、心悸亢進、尿の着色等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>3 頭重、頭痛、めまい、倦怠感、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、貧血、心悸亢進、尿の着色等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>4 尿中のウロビリノーゲンの検査</p>
(40)	<b>砒(ひ)素又はその化合物</b> （これらの物をその重量の 1% を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	6 月	<p>1 業務の経歴の調査</p> <p>2 作業条件の簡易な調査</p> <p>3 砒(ひ)素又はその化合物による鼻粘膜の異常、呼吸器症状、口内炎、下痢、便秘、体重減少、知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>4 せき、たん、食欲不振、体重減少、知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>5 鼻粘膜の異常、鼻中隔穿孔等の鼻腔の所見の有無の検査</p> <p>6 皮膚炎、色素沈着、色素脱失、角化等の皮膚所見の有無の検査</p> <p>7 令第 23 条第 5 号の業務に 5 年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査（参照次表）</p>
(41)	<b>弗(ふっ)化水素</b> （これをその重量の 5% を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	6 月	<p>1 業務の経歴の調査</p> <p>2 弗(ふっ)化水素による呼吸器症状、眼の症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>3 眼、鼻又は口腔の粘膜の炎症、歯牙の変色等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>4 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</p> <p>5 尿中のウロビリノーゲンの検査</p>
(42)	<b>ペータープロピオラクトン</b> （これをその重量の 1% を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	6 月	<p>1 業務の経歴の調査</p> <p>2 ペータープロピオラクトンによるせき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>3 せき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の</p>

			有無の検査 4 露出部分の皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 5 胸部のエックス線直接撮影による検査
(43)	ベンゼン等を製造し、又は取り扱う業務	6月	1 業務の経歴の調査 2 ベンゼンによる頭重、頭痛、めまい、心悸亢進、倦怠感、四肢のしびれ、食欲不振、出血傾向等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 頭重、頭痛、めまい、心悸亢進、倦怠感、四肢のしびれ、食欲不振等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査 5 白血球数の検査
(44)	ペンタクロルフエノール（別名PCP）又はそのナトリウム塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	6月	1 業務の経歴の調査 2 ペンタクロルフエノール又はそのナトリウム塩によるせき、たん、咽頭痛、のどのいらいら、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、食欲不振等の胃腸症状、甘味嗜好、多汗、発熱、心悸亢進、眼の痛み、皮膚掻痒感等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 せき、たん、咽頭痛、のどのいらいら、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、食欲不振等の胃腸症状、甘味嗜好、多汗、眼の痛み、皮膚掻痒感等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 5 血圧の測定 6 尿中の糖の有無及びウロビリノーゲンの検査
(45)	マンガン又はその化合物（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	6月	1 業務の経歴の調査 2 マンガン又はその化合物によるせき、たん、仮面様顔貌、膏顔、流涎、発汗異常、手指の振戦、書字拙劣、歩行障害、不随意性運動障害、発語異常等のパーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査 3 せき、たん、仮面様顔貌、膏顔、流涎、発汗異常、手指の振戦、書字拙劣、歩行障害、不随意性運動障害、発語異常等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査 4 握力の測定
(46)	メチルイソブチルケトン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	1 業務の経歴の調査 2 作業条件の簡易な調査 3 メチルイソブチルケトンによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 4 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 5 尿中の蛋白の有無の検査
(47)	沃(よう)化メチル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	1 業務の経歴の調査 2 沃化メチルによる頭重、めまい、眠気、悪心、嘔吐、倦怠感、目のかすみ等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 頭重、めまい、眠気、悪心、嘔吐、倦怠感、目のかすみ等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
(48)	リフラクトリーセラミックファイバー（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	6月	1 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 2 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 3 喫煙歴及び喫煙習慣の状況に係る調査 4 リフラクトリーセラミックファイバーによるせき、たん、息切れ、呼吸困難、胸痛、呼吸音の異常、眼の痛み、皮膚の刺激等についての他覚症状又は自覚症状の有無の検査（眼の痛み、皮膚の刺激等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 5 せき、たん、息切れ、呼吸困難、胸痛、呼吸音の異常、眼の痛み等についての他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査（眼の痛み等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 6 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 7 胸部のエックス線直接撮影による検査

(49)	<b>硫化水素</b> （これをその重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	6 月	1 業務の経歴の調査 2 硫化水素による呼吸器症状、眼の症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 頭痛、不眠、易疲労感、めまい、易興奮性、悪心、せき、上気道刺激症状、胃腸症状、結膜及び角膜の異常、歯牙の変化等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
(50)	<b>硫酸ジメチル</b> （これをその重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	6 月	1 業務の経歴の調査 2 硫酸ジメチルによる呼吸器症状、眼の症状、皮膚症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 せき、たん、嘔声、流涙、結膜及び角膜の異常、脱力感、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 5 尿中の蛋白の有無及びウロビリノーゲンの検査
(51)	次の物を試験研究のために製造し、又は使用する業務 1 <b>4-アミノジフェニル及びその塩</b> 2 <b>4-ニトロジフェニル及びその塩</b> 3 前各号に掲げる物をその重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物	6 月	1 業務の経歴の調査 2 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 尿沈渣検鏡（医師が必要と認める場合は、尿沈渣のパパニコラ法による細胞診）の検査

## 参考

労働安全衛生法施行令第 23 条（健康管理手帳を交付する業務）

法第 67 条第 1 項 の政令で定める業務は、次のとおりとする。

- 1 ベンジジン及びその塩（これらの物をその重量の 1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
- 2 ベーターナフチルアミン及びその塩（これらの物をその重量の 1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
- 3 粉じん作業（じん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）第 2 条第 1 項第 3 号 に規定する粉じん作業をいう。）に係る業務
- 4 クロム酸及び重クロム酸並びにこれらの塩（これらの物をその重量の 1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務（これらの物を鉱石から製造する事業場以外の事業場における業務を除く。）
- 5 無機砒素化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）を製造する工程において粉碎をし、三酸化砒素を製造する工程において焙焼若しくは精製を行い、又は砒素をその重量の 3 パーセントを超えて含有する鉱石をポット法若しくはグリナフルド法により製錬する業務
- 6 コークス又は製鉄用発生炉ガスを製造する業務（コークス炉上において若しくはコークス炉に接して又はガス発生炉上において行う業務に限る。）
- 7 ビス（クロロメチル）エーテル（これをその重量の 1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
- 8 ベリリウム及びその化合物（これらの物をその重量の 1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物（合金にあっては、ベリリウムをその重量の 3 パーセントを超えて含有するものに限る。）を含む。）を製造し、又は取り扱う業務（これらの物のうち粉状の物以外の物を取り扱う業務を除く。）
- 9 ベンゾトリクロリドを製造し、又は取り扱う業務（太陽光線により塩素化反応をさせることによりベンゾトリクロリドを製造する事業場における業務に限る。）
- 10 塩化ビニルを重合する業務又は密閉されていない遠心分離機を用いてポリ塩化ビニル（塩化ビニルの共重合体を含む。）の懸濁液から水を分離する業務
- 11 石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務
- 12 ジアニシジン及びその塩（これらの物をその重量の 1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
- 13 1・2-ジクロロプロパン（これをその重量の 1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を取り扱う業務（厚生労働省令で定める場所における印刷機その他の設備の清掃の業務に限る。）

## 解釈

1. 第一類物質関係  
「排尿痛等」の「等」には、下腹部疼痛、残尿感、排尿時不快感、全身倦怠感及び食欲不振があること。  
「尿沈渣検鏡」とは、パパニコラ法による細胞診を追加して行う必要の有無についてのふるいわけ検査をいうものであること。
2. アルキル水銀化合物関係  
「体重減少等」の「等」には、食欲不振、書字拙劣、小書症、悪夢、視力障害、聴力障害、言語障害、注意散漫及び記憶力減退があること。  
「皮膚炎等」の「等」には、接触時にみられる皮膚粘膜の火傷様変化があること。
3. 塩素関係  
「眼症状等」の「等」には、皮膚症状及び歯の変化があること。  
「歯の変化等」の「等」には、皮膚炎、及び皮膚潰瘍があること。

4. 塩素化ビフェニル（別名 PCB）関係  
「肝障害の症状等」の「等」には眼脂及び結膜充血があること。  
「脱力感等」の等には、眼脂、結膜充血及び下肢の倦怠感があること。  
「皮膚の黒変等」の「等」には、爪の変色及び変形があること。
5. オルト-フタロジニトリル関係  
「手指の振せん等」の「等」には、脳神経系症状、胃腸症状及び体重減少があること。
6. カドミウム又はその化合物関係  
「胃腸症状等」の「等」には、腎機能障害による症状があること。  
「体重減少等」の「等」には、胸痛及び疲労感があること。
7. クロム酸若しくはその塩又は重クロム酸若しくはその塩関係  
「呼吸器症状等」の「等」には、皮膚炎、湿疹、及び皮膚潰瘍があること。  
「潰瘍等」の「等」には、湿疹があること。
8. 三酸化砒素関係  
「知覚異常等」の「等」には、腎機能障害による症状、肝機能障害による症状及び下肢神経炎があること。  
「皮膚炎等」の「等」には、皮膚潰瘍、黒皮症、角化症並びに爪及び毛髪の変縮又は欠損があること。
9. シアン化カリウム、シアン化水素又はシアン化ナトリウム関係  
「胃腸症状等」の「等」には、めまい、動悸、嘔声、呼吸困難、散瞳、結膜炎、皮膚又は粘膜の紅潮及び体重減少があること。
10. 水銀又はその無機化合物関係  
「口内炎等」の「等」には、疲労感、記憶力減退及び皮膚炎があること。
11. ニッケルカルボニル関係  
「鼻粘膜の異常等」の「等」には、頭重及び不眠があること。
12. 弗化水素関係  
「眼症状等」の「等」には、皮膚症状があること。  
「斑状歯等」の「等」には、せき、たんなど呼吸器症状、食欲不振、悪心、嘔吐、便秘など消化器症状及び体重減少があること。  
「皮膚炎等」の「等」には、壊死性潰瘍があること。
13. ベリリウム又はその化合物  
「アレルギー症状等」の「等」には、皮膚症状があること。  
「皮膚掻痒等」の「等」には、結膜炎があること。  
「皮膚炎等」の「等」には、皮膚潰瘍があること。
14. ペンタクロルフェノール又はそのナトリウム塩関係  
「皮膚掻痒等」の「等」には、肝障害による症状、眼脂、皮膚炎、尋常性挫瘡及び心悸亢進があること。  
「皮膚炎等」の「等」には、クロルアクネ、色素沈着、毛孔角化、及び爪の変色又は変形があること。
15. マンガン又はその化合物関係  
「発語異常等」の「等」には、瘻笑、瘻泣、睡眠障害、記憶障害、及び性欲減退があること。
16. 硫化水素関係  
「眼症状等」の「等」には神経精神症状、頭痛、不眠、易疲労性、易興奮性及びめまいがあること。  
「歯の変化等」の「等」には、皮膚炎があること。
17. 硫酸ジメチル関係  
「皮膚症状等」の「等」には、肝機能障害による症状及び腎機能障害による症状があること。  
(昭 47.1.17 基発第 17 号)

前記の表の右欄に掲げる項目のうち「等」とあるものについては、つぎの物質を製造し、又は取り扱う業務及び当該業務により惹(じゃ)起されるおそれのある主要な障害に応じて、健康診断を行う医師が必要と認める項目を追加するものであること。

- イ (イ)ベンジジン及びその塩、(ロ)ベーターナフチルアミン、(ハ)ジクロルベンジジン及びその塩、(ニ)アルファーナフチルアミン及びその塩、(ホ)オルト-トリジン及びその塩、(ヘ)ジアニジン及びその塩、(ト)パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン、(チ)マゼンタ  
泌尿器系の障害（炎症、腫瘍）
- ロ ビス（クロロメチル）エーテル  
呼吸器系の障害（腫瘍等）
- ハ 塩素化ビフェニル等  
消化器系（特に肝臓）の障害、血液系の障害、皮膚の障害
- ニ ベリリウム等  
呼吸器系障害（ベリリウム肺とよばれる。）、皮膚の障害
- ホ アクリルアミド  
自律神経系の障害、四肢の運動神経障害、皮膚の障害
- ヘ アクリロニトリル  
呼吸器系の障害、消化器系の障害、中枢神経系の障害、皮膚及び粘膜の障害
- ト アルキル水銀化合物  
中枢神経系の障害、皮膚の障害
- リ エチレンジアミン  
呼吸器系の障害、中枢神経系の障害、皮膚及び粘膜（特に眼及び上気道）の障害
- ヌ 塩化ビニル  
呼吸器系の障害、中枢神経系の障害、肝臓の障害（肝血管に肉腫、門脈圧亢進症等）、指端骨溶解症
- ル 塩素

- 呼吸器系の障害、歯牙の障害、皮膚及び粘膜（特に眼及び上気道）の障害
- ヲ オーラミン  
泌尿器系の障害（炎症、腫瘍等）、肝臓の障害
  - ヾ オルト-フタロジニトリル  
中枢神経系の障害（てんかん様発作等）
  - カ カドミウム又はその化合物  
呼吸器の障害、消化器系の障害、腎臓の障害
  - ヨ クロム酸等  
呼吸器系の障害（腫瘍等）、鼻腔の障害、皮膚の障害
  - タ クロロメチルメチルエーテル  
呼吸器系の障害（腫瘍等）
  - レ 五酸化バナジウム  
呼吸器系の障害
  - ソ コールタール  
呼吸器系の障害（腫瘍等）、消化器系の障害、眼の障害、皮膚の障害
  - ツ 三酸化砒素  
呼吸器系の障害（腫瘍等）、消化器系の障害、血液系の障害、皮膚及び粘膜の障害
  - ネ (I)シアン化カリウム、(II)シアン化水素、(H)シアン化ナトリウム  
中枢神経系の障害、消化器系の障害、粘膜の障害
  - ナ 3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタン  
呼吸器系の障害（腫瘍等）、消化器系の障害、腎臓の障害
  - ラ 臭化メチル  
呼吸器系の障害、中枢神経の障害、視力の障害、皮膚の障害
  - ム 水銀又はその無機化合物  
中枢神経系の障害、腎臓の障害
  - ウ トリレンジイソシアネート  
呼吸器系の障害、眼及び視力の障害、粘膜及び皮膚の障害
  - ヰ ニツケルカルボニル  
中枢神経系の障害、呼吸器系の障害
  - ノ ニトログリコール  
中枢及び末梢神経系の障害、心血管系の障害、血液系の障害
  - オ パラ-ニトロクロルベンゼン  
中枢神経系の障害、血管系の障害、血液系の障害
  - ク 弗化水素  
呼吸器系の障害、眼の障害、粘膜及び皮膚の障害
  - ヤ ベータープロピオラクトン  
呼吸器系の障害、皮膚の障害
  - マ ベンゼン等  
中枢及び末梢神経系の障害、造血系の障害
  - ケ ベンタクロルフエノール（別名 PCP）又はそのナトリウム塩  
呼吸器系の障害、消化器系の障害、神経系の障害、皮膚及び粘膜の障害
  - フ マンガン及びその化合物  
呼吸器系の障害、中枢神経系の障害（パーキンソン症候群様）
  - コ 沃化メチル  
中枢神経の障害、皮膚の障害
  - エ 硫化水素  
呼吸器系の障害、中枢神経系の障害、粘膜の障害
  - テ 硫酸ジメチル  
呼吸器系の障害、眼の障害、皮膚及び粘膜の障害
  - ア (I)4-アミノジフェニル及びその塩、(II)4-ニトロジフェニル及びその塩  
泌尿器系の障害（炎症、腫瘍等）  
(昭 50.10.1 基発第 573 号、平 17.3.18 基発第 0318003 号)

「作業条件の簡易な調査」は、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の当該物質の濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、この物質の蒸気などの発生源からの距離、呼吸用保護具の使用状況などについて、医師が主にこの労働者から聴取するものである。このうち、環境中のこの物質の濃度に関する情報の収集は、この労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者などからあらかじめ聴取する方法がある。

特定化学物質に係る二次健康診断項目

	業務	項目
(1)	次の物を製造し、又は取り扱う業務 1 <b>ベンジジン及びその塩</b> 2 <b>ベーターナフチルアミン及びその塩</b> 3 <b>アルファナフチルアミン及びその塩</b> 4 <b>パラジメチルアミノアゾベンゼン</b> 5 前各号に掲げる物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物	1 作業条件の調査 2 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査又は腎盂(う)撮影検査
(2)	次の物を製造し、又は取り扱う業務 1 <b>ジクロロベンジジン及びその塩</b> 2 <b>オルトトリジン及びその塩</b> 3 <b>ジアニシジン及びその塩</b> 4 <b>マゼンタ</b> 5 前各号に掲げる物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物	1 作業条件の調査 2 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査
(3)	<b>ビス(クロロメチル)エーテル</b> (これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 医師が必要と認める場合は、胸部の特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診又は気管支鏡検査
(4)	<b>塩酸化ビフェニル等</b> を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査 3 白血球数の検査 4 肝機能検査
(5)	<b>ベリリウム等</b> を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 胸部理学的検査 3 肺換気機能検査 4 医師が必要と認める場合は、肺拡散機能検査、心電図検査、尿中若しくは血液中のベリリウムの量の測定、皮膚貼布試験又はヘマトクリット値の測定
(6)	<b>ベンゾトリクロリド</b> (これをその重量の0.5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 医師が必要と認める場合は、特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診、気管支鏡検査、頭部のエックス線撮影等による検査、血液検査(血液像を含む。)、リンパ腺の病理組織学的検査又は皮膚の病理組織学的検査
(7)	<b>アクリルアミド</b> (これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 末梢神経に関する神経医学的検査
(8)	<b>アクリロニトリル</b> (これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 血漿コリンエステラーゼ活性値の測定 3 肝機能検査
(9)	<b>インジウム化合物</b> (これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査(雇入れ又は当該業務への配置替えの際に行う健康診断におけるものを除く。)、血清サーファクタントプロテイン D(血清 SP-D)の検査等の血液化学検査、肺機能検査、喀痰の細胞診又は気管支鏡検査
(10)	<b>エチルベンゼン</b> (これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 医師が必要と認める場合は、神経学的検査、肝機能検査又は腎機能検査
(11)	<b>アルキル水銀化合物</b> (これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 血液中及び尿中の水銀の量の測定 3 視野狭窄の有無の検査 4 聴力の検査 5 知覚異常、ロンベルグ症候、拮抗運動反復不能症候等の神経医学的検査 6 神経医学的異常所見のある場合で、医師が必要と認めるときは、筋電図検査又は脳波検査
(12)	<b>エチレンイミン</b> (これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 骨髄性細胞の算定 3 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診、気管支鏡検査又は腎機能検査
(13)	<b>塩化ビニル</b> (これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 肝又は脾の腫大を認める場合は、血小板数、ガンマグロタミルトランスペプチダーゼ( $\gamma$ -GTP)及びクンケル反応(ZTT)の検査

		3 医師が必要と認める場合はジアノグリーン法（ICG）の検査、血清乳酸脱水素酵素（LDH）の検査、血清脂質等の検査、特殊なエックス線撮影による検査、肝若しくは脾のシンチグラムによる検査又は中枢神経系の神経医学的検査
(14)	塩素（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 胸部理学的検査又は胸部のエックス線直接撮影による検査 3 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、肺換気機能検査
(15)	オーラミン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査又は肝臓機能検査
(16)	オルト-フタロジニトリル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査 3 てんかん様発作等の脳神経系の異常所見が認められる場合は、脳波検査 4 胃腸症状がある場合で、医師が必要と認めるときは、肝機能検査又は尿中のフタル酸の量の測定
(17)	カドミウム又はその化合物（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 尿中のカドミウムの量の測定 3 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、胸部理学的検査及び肺換気機能検査 4 尿中に蛋白が認められる場合は、尿沈渣検鏡の検査、尿中の蛋白の量の測定及び腎機能検査
(18)	クロム酸等を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 医師が必要と認める場合は、エックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学的検査
(19)	次の物を製造し、又は取り扱う業務 1 クロロホルム 2 四塩化炭素 3 1・4-ジオキサン 4 1・2-ジクロロエタン 5 スチレン 6 1・1・2・2-テトラクロロエタン 7 テトラクロロエチレン 8 トリクロロエチレン 9 メチルイソブチルケトン 10 前各号に掲げる物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物	1 作業条件の調査 2 医師が必要と認める場合は、神経学的検査、貧血検査、肝機能検査又は腎機能検査(尿中の蛋白の有無の検査を除く。)
(20)	クロロメチルメチルエーテル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 医師が必要と認める場合は、胸部の特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診又は気管支鏡検査
(21)	コバルト又はその無機化合物（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件調査 2 尿中のコバルトの量の測定 3 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、肺機能検査、心電図検査又は皮膚貼布試験
(22)	五酸化バナジウム（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 視力の検査 3 胸部理学的検査又は胸部のエックス線直接撮影による検査 4 医師が必要と認める場合は、肺換気機能検査、血清コレステロール若しくは血清トリグリセライドの測定又は尿中のバナジウムの量の測定
(23)	コールタール（これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学的検査
(24)	酸化プロピレン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 医師が必要と認める場合には、上気道の病理学的検査又は耳鼻科学的検査
(25)	3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診、気管支鏡検査又は腎機能検査
(26)	1・2-ジクロロプロパン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 2 医師が必要と認める場合は、腹部の超音波による検査等の

		画像検査、CA19-9等の血液中の腫瘍マーカーの検査、赤血球数等の赤血球系の血液検査又は血清間接ビリルビンの検査(赤血球系の血液検査及び血清間接ビリルビンの検査にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)
(27)	<b>ジクロロメタン</b> (これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 2 医師が必要と認める場合は、腹部の超音波検査等の画像検査、CA-19等の腫瘍マーカーの検査、血液中のカルボキシヘモグロビンの量の測定又は呼気中の一酸化炭素の量の測定(血液中のカルボキシヘモグロビンの量の測定及び呼気中の一酸化炭素の量の測定にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)
(28)	<b>ジメチル-2・2-ジクロロビニルホスフェイト</b> (これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 2 赤血球コリンエステラーゼ活性値の測定(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 3 肝機能検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 4 白血球数及び白血球分画の検査 5 神経学的検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)
(29)	<b>1・1-ジメチルヒドラジン</b> (これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 肝機能検査
(30)	<b>臭化メチル</b> (これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 医師が必要と認める場合は、運動機能の検査、視力の精密検査及び視野の検査又は脳波検査
(31)	<b>水銀又はその無機化合物</b> (これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 神経医学的検査 3 尿中の水銀の量の測定及び尿沈渣検鏡の検査
(32)	<b>トリレンジイソシアネート</b> (これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状のある場合は、胸部理学的検査、胸部のエックス線直接撮影による検査又は閉塞性呼吸機能検査 3 医師が必要と認める場合は、肝機能検査、腎機能検査又はアレルギー反応の検査
(33)	<b>ナフタレン</b> (これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 2 医師が必要と認める場合は、尿中のヘモグロビンの有無の検査、尿中の1-ナフトール及び2-ナフトールの量の測定、視力検査等の眼科検査、赤血球数等の赤血球系の血液検査又は血清間接ビリルビンの検査(尿中のヘモグロビンの有無の検査、尿中の1-ナフトール及び2-ナフトールの量の測定、赤血球数等の赤血球系の血液検査並びに血清間接ビリルビンの検査にあつては当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)
(34)	<b>ニッケル化合物</b> (これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 医師が必要と認める場合は、尿中のニッケルの量の測定、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診、皮膚貼布試験、皮膚の病理学的検査、血液免疫学的検査、腎尿細管機能検査又は鼻腔の耳鼻科学的検査
(35)	<b>ニッケルカルボニル</b> (これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 肺換気機能検査 3 胸部理学的検査 4 医師が必要と認める場合は、尿中又は血液中のニッケルの量の測定
(36)	<b>ニトログリコール</b> (これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 尿中又は血液中のニトログリコールの量の測定 3 全血比重の検査の結果、異常が認められる場合は、ヘマトクリット値の測定、赤血球数の検査及び血色素の測定のうち二項目 4 尿中のウロビリノーゲン及び蛋白の有無の検査 5 心電図検査 6 医師が必要と認める場合は、自律神経機能検査(薬物によるものを除く。)、肝機能検査又は循環機能検査

(37)	<b>パラ-ニトロクロロベンゼン</b> (これをその重量の 5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 作業条件の調査</li> <li>2 全血比重、赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビン量、ハイツ小体の有無等の赤血球系の血液検査</li> <li>3 尿中の潜血検査</li> <li>4 肝機能検査</li> <li>5 神経医学的検査</li> <li>6 医師が必要と認める場合は、尿中のアニリン若しくはパラ-アミノフェノールの量の測定又は血液中のニトロソアミン及びヒドロキシアミン、アミノフェノール、キノソイミン等の代謝物の量の測定</li> </ol>
(38)	<b>砒(ひ)素又はその化合物</b> (これらの物をその重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 作業条件の調査</li> <li>2 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、尿中の砒(ひ)素化合物(砒(ひ)酸、亜砒(ひ)酸及びメチルアルソン酸に限る。)の量の測定、肝機能検査、赤血球系の血液検査、喀痰の細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学的検査</li> </ol>
(39)	<b>弗(ふっ)化水素</b> (これをその重量の 5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 作業条件の調査</li> <li>2 胸部理学的検査又は胸部のエックス線直接撮影による検査</li> <li>3 全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査</li> <li>4 医師が必要と認める場合は、出血時間測定、長管骨のエックス線撮影による検査、肝機能検査、尿中の弗(ふっ)素の量の測定又は血液中の酸性ホスファターゼ若しくはカルシウムの量の測定</li> </ol>
(40)	<b>ベータ-プロピオクラトン</b> (これをその重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 作業条件の調査</li> <li>2 医師が必要と認める場合は、胸部の特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学的検査</li> </ol>
(41)	<b>ベンゼン等</b> を製造し、又は取り扱う業務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 作業条件の調査</li> <li>2 血液像その他の血液に関する精密検査</li> <li>3 神経医学的検査</li> </ol>
(42)	<b>ペンタクロルフエノール(別名PCP)又はそのナトリウム塩</b> (これらの物をその重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 作業条件の調査</li> <li>2 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、胸部理学的検査及び胸部のエックス線直接撮影による検査</li> <li>3 肝機能検査</li> <li>4 白血球数の検査</li> <li>5 医師が必要と認める場合は、尿中のペンタクロルフエノールの量の測定</li> </ol>
(43)	<b>マンガン又はその化合物</b> (これらの物をその重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 作業条件の調査</li> <li>2 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、胸部理学的検査及び胸部のエックス線直接撮影による検査</li> <li>3 パーキンソン症候群様症状に関する神経医学的検査</li> <li>4 医師が必要と認める場合は、尿中又は血液中のマンガンの量の測定</li> </ol>
(44)	<b>沃(よう)化メチル</b> (これをその重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 作業条件の調査</li> <li>2 医師が必要と認める場合は、視覚検査、運動神経機能検査又は神経医学的検査</li> </ol>
(45)	<b>リフラクトリーセラミックファイバー</b> (これをその重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</li> <li>2 医師が必要と認める場合は、特殊なエックス線撮影による検査、肺機能検査、血清シアル化糖鎖抗原 KL-6 の量の測定若しくは血清サーファクタントプロテイン D(血清 SP-D)の検査等の血液生化学検査、喀痰の細胞診又は気管支鏡検査</li> </ol>
(46)	<b>硫化水素</b> (これをその重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 作業条件の調査</li> <li>2 胸部理学的検査又は胸部のエックス線直接撮影による検査</li> </ol>
(47)	<b>硫酸ジメチル</b> (これをその重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 作業条件の調査</li> <li>2 胸部理学的検査又は胸部のエックス線直接撮影による検査</li> <li>3 医師が必要と認める場合は、肝機能検査、腎機能検査又は肺換気機能検査</li> </ol>
(48)	次の物を試験研究のために製造し、又は使用する業務 <b>1 4-アミノジフェニル及びその塩</b> <b>2 4-ニトロジフェニル及びその塩</b> <b>3 前各号に掲げる物をその重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 作業条件の調査</li> <li>2 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査又は腎盂撮影検査</li> </ol>

#### IV 石綿の取り扱い業務

- 1 業務の経歴の調査
- 2 石綿によるせき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- 3 せき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- 4 胸部のエックス線直接撮影による検査

##### 二次健康診断項目

- 1 作業条件の調査
- 2 胸部のエックス線直接撮影による検査の結果、異常な陰影（石綿肺による繊維増殖性の変化によるものを除く。）がある場合で、医師が必要と認めるときは、特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診又は気管支鏡検査

#### V 鉛業務

次の鉛業務は1年以内ごとに1回、それ以外の鉛業務は6月以内ごとに健康診断を1回実施する。

- ・ はんだ付けの業務
- ・ 施釉又は焼成の業務
- ・ 絵付け又は焼成の業務
- ・ 活字の文選、植字又は解版の業務

##### 健康診断項目

1. 業務の経歴の調査
  2. 鉛による自覚症状及び他覚症状の既往歴の調査並びに第4号及び第5号に掲げる項目についての既往の検査結果の調査
  3. 鉛による自覚症状又は他覚症状と通常認められる症状の有無の検査
  4. 血液中の鉛の量の検査
  5. 尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査
- 6月以内ごとに1回定期に行うものは、前回の健康診断において第4号及び第5号の検診項目を受けた者について、医師が必要でないと認めたときは同検査項目を省略することができる。

##### 【医師が必要と認める場合に行う項目】

- 1 作業条件の調査
- 2 貧血検査
- 3 赤血球中のプロトポルフィリンの量の検査
- 4 神経内科学的検査

#### VI 四アルキル鉛等業務

1. いらいら、不眠、悪夢、食欲不振、顔面蒼白、倦怠感、盗汗、頭痛、振顫、四肢の腱反射亢進、悪心、嘔吐、腹痛、不安、興奮、記憶障害その他の神経障害又は精神症状の有無の検査
2. 血圧の測定
3. 血色素量又は全血比重の検査
4. 好塩基点赤血球数又は尿中のコプロポルフィリンの検査

#### VII 有機溶剤業務

##### 【必須項目】

- 1 業務の経歴の調査
- 2 有機溶剤による健康障害の既往歴の調査  
有機溶剤による自覚症状及び他覚症状の既往歴の調査  
尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査に係る既往の検査結果の調査  
有機溶剤による4、5及び7～10に掲げる項目についての既往の異常所見の有無の調査
- 3 有機溶剤による自覚症状または他覚症状と通常認められる症状の有無の検査
- 4 尿中の蛋白の有無の検査
- 5 下の表の区分に応じ、右欄に掲げる項目

##### 【医師が必要と認める場合に行う項目】

- 6 作業条件の調査
- 7 貧血検査（下の表の貧血検査対象の物質についての貧血検査は、血色素量及び赤血球数以外のヘマトクリット値、網状赤血球数の検査等を行い、それ以外の物質は血色素量及び赤血球数の検査を含む貧血に関する検査を行う。）
- 8 肝機能検査（下の表の肝機能検査対象の物質についての肝機能検査は、GOT、GPT、γ-GTP以外の血清の総蛋白、ビリルビン、アルカリフォスファターゼ、乳酸脱水素酵素等の検査を行い、それ以外

の物質は GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP の検査を含む肝機能に関する検査を行う。）

9 腎機能検査（尿中の蛋白の有無の検査を除く）

10 神経内科学的検査（筋力検査、運動機能検査、腱反射の検査、感覚検査等）

有機溶剤の種類	検査項目			
	尿中の代謝物	肝機能	貧血	眼底
エチレングリコールモノエチルエーテル、エチレングリコールモノエチル、エーテルアセテート、エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル、エチレングリコールモノメチルエーテル			○	
オルトジクロロベンゼン、クレゾール、クロロベンゼン、1,2-ジクロルエチレン		○		
キシレン、1,1,1-トリクロルエタン、トルエン、ノルマルヘキサン	○			
N,N-ジメチルホルムアミド	○	○		
二硫化炭素				○

※尿中の代謝物の量の検査：右表参照

※肝機能検査：GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP

※貧血検査：血色素量、赤血球数

有機溶剤の種類	検査内容
キシレン	尿中メチル馬尿酸
1,1,1-トリクロルエタン	尿中トリクロル酢酸又は総三塩化物
トルエン	尿中馬尿酸
ノルマルヘキサン	尿中2,5-ヘキサンジオン
N,N-ジメチルホルムアミド	尿中N-メチルホルムアミド

有機溶剤による自覚症状及び他覚症状

1、頭重 2、頭痛 3、めまい 4、悪心 5、嘔吐 6、食欲不振 7、腹痛 8、体重減少 9、心悸亢進 10、不眠 11、不安 12、焦燥感 13、集中力の低下 14、振戦 15、上気道又は眼の刺激症状 16、皮膚又は粘膜の異常 17、四肢末端部の疼痛 18、知覚異常 19、握力減退 20、膝蓋腱・アキレス腱反射異常 21、視力低下 22、その他